

広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和 7 年 1 月 1 6 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務

(2) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 業務内容

別紙「広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務仕様書」のとおり

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

5,830,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内

(5) 受託事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。

(2) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けてない者であること。

(3) 参加の申込日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークの使用を認められていること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(6) 障害福祉サービスや相談支援の事業運営をしていない者であること。ただし、これらの事業を運営している者であっても、障害者虐待に対するマニュアルを整備している、又は自らが運営する事業所で虐待が疑われた場合には第三者機関と協力して調査を行う等、組織的かつ透明性の高い対応を行う体制が整備されている場合は、この限りではない。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページ→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 7 年度 方式・案件名」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和 7 年 1 月 30 日（木）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 配布場所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（広島市役所 本庁舎 3 階）

広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課

TEL 082-504-2147 FAX 082-504-2256

E-Mail shougai@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和 7 年 1 月 30 日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 提出場所

前記 3 (2)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）を作成し、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和 7 年 2 月 7 日（金）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和 7 年 1 月 30 日（木）までの閉庁日を除く毎日。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 前記 3 (2)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書（様式 3）に記入の上、電子メール又は FAX いずれかの方法で提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記 3 (2)の場所において、令和 7 年 2 月 14 日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限 令和 7 年 2 月 14 日（金）午後 5 時 15 分

(2) 提出場所 前記 3 (2)に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出する。

7 最優秀提案者の特定

(1) 企画提案書の審査は、広島市障害者虐待通報ダイヤル委託業務審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第 31 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、プロポーザル説明書による。

(2) 委託料の額

企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(3) その他

詳細は、プロポーザル説明書による。